

## 平成 29 年 6 月 14 日（水曜日）

### ○出席議員（13名）

議 長	恩 道 正 博 君	7 番	藤 井 良 信 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君
5 番	生 田 勇 人 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	川 口 正 己 君		

### ○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町民福祉部子育て支援課長 兼子育て支援センター所長	堀 川 竜 一 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	高 平 紀 子 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉課担当課長（保健センター担当）	北 野 享 君
総 務 部 長	長谷川 徹 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	出 嶋 剛 君
町民福祉部長	瀬 戸 博 行 君	町 民 福 祉 部 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
町民福祉部担当部長 （住民・子育て支援・環境担当）	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
都市整備部長	井 上 慎 一 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
都市整備部担当部長 （企画・地域振興担当）	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
教育委員会教育部長	田 中 義 勝 君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君
消 防 長	水 野 博 幸 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	松 岡 裕 司 君
総務部総務課長	上 出 功 君	都市整備部上下水道課担当課長 （水道担当）	高 橋 均 君
総務部財政課長	宮 本 義 治 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岩 上 涼 一 君
総務部税務課長	若 林 優 治 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課担当課長 兼総合収納室長	神 農 孝 夫 君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	助 田 有 二 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長	福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 課 長	高 道 三 春 君

消防本部消防署長 重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 棚 田 進 君 事 務 局 書 記 小 坂 しおり 君

事務局参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第3号）

平成 29 年 6 月 14 日 午後 1 時開議

日程第 1

議案一括上程

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〕から

議案第 42 号 請負契約の締結について

〔内灘町浄化センター 1-1 OD曝気装置更新工事（電気設備）〕まで

請願第 14 号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を求める請願書

請願第 15 号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願

日程第 2

追加議案の上程

議案第 43 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第 44 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 45 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 46 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 47 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 48 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 49 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 50 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 51 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 52 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 53 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 54 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 55 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 56 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明

（第 3 号の追加 1）

日程第 1

議会議案第 2 号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出について



午後 1 時 00 分開議

### ○開 議

○議長【恩道正博君】 ただいまの出席議員は 13 名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



### ○諸般の報告

○議長【恩道正博君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、6 日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



### ○議案一括上程

○議長【恩道正博君】 日程第 1、去る 6 月 8 日、各常任委員会に付託いたしました議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〕から議案第 42 号請負契約の締結について〔内灘町浄化センター 1-1 OD 曝気装置更新工事（電気設備）〕までの 10 議案並びに継続審査となっております請願第 14 号、新規に提出されました請願第 15 号を一括して議題といたします。



### ○常任委員長報告

○議長【恩道正博君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 中川達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】 平成 29 年内灘町議会 6 月会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 34 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 1

号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出 1 款議会費 1 項議会費、2 款総務費 1 項総務管理費、2 項徴税費、6 款農林水産業費 1 項農業費、7 款商工費 1 項商工費、8 款土木費 1 項土木管理費の各款項及び第 2 条債務負担行為の補正並びに第 3 条地方債の補正については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 35 号平成 29 年度内灘町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 38 号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 39 号内灘町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての 2 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 40 号石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第 41 号石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更についての 2 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 42 号請負契約の締結について〔内灘町浄化センター 1-1 OD 曝気装置更新工事（電気設備）〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査結果をご報告申し上げます。

請願第 14 号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を求める請願書については、採択とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査結果をご報告いたします。

請願第 15 号「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願については、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての

報告を終わります。

平成 29 年 6 月 14 日

総務産業建設常任委員会委員長 中川達

○議長【恩道正博君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成 29 年内灘町議会 6 月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第 34 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 1 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳出 2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、3 款民生費 1 項社会福祉費、2 項児童福祉費、4 款衛生費 1 項保健衛生費、10 款教育費 1 項教育総務費、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費、5 項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 36 号内灘町民文化活動賞条例の一部を改正する条例について、議案第 37 号内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例についての 2 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成 29 年 6 月 14 日

文教福祉常任委員会委員長 川口正己

○議長【恩道正博君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

#### ○質疑の省略

○議長【恩道正博君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。

#### ○討 論

○議長【恩道正博君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

8 番、北川議員。

〔8 番 北川悦子君 登壇〕

○8 番【北川悦子君】 議席番号 8 番、北川悦子です。

請願第 15 号「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論します。

委員長報告では不採択となっております。

東京オリンピック・パラリンピックを開催するには国際組織犯罪防止条約の締結が必要であり、そのためのテロ等準備罪だと言われています。果たしてそうでしょうか。

国際組織犯罪防止条約は 2000 年につくられ、その主眼は、マフィアなどによる麻薬の密輸、人身売買など国際的な経済犯罪の処罰化であり、国連がテロ防止のための国際社会の文書として取り上げている 14 件の条約、日本は 13 件の条約に加入をしておりますが、国際組織犯罪防止条約はこの中に入っておりません。また、国際組織犯罪防止条約に加盟をしているアメリカ、フランスなどでテロが起きている現実を見ても、テロ防止にならないことは明らかです。この条約を持ち出してくるのは、筋違いだと言えます。

日本には、銃刀法や、2 人以上の者が他人に害を加える目的で凶器を準備したり、凶器の準備があることを知っていて集合する凶器準備集合罪や、66 の重大犯罪について未遂の前段階で処罰できる国内法が整備されています。ハイジャック防止法、サリン防止法など具体的なテロを想定した法律もあり、既に現

行法で対応できます。

組織犯罪処罰法改正案は、その人が何をしたかではなく、何を考えたか、何を合意したかが処罰の対象となり、内心の処罰につながるのが問題点であります。憲法が保障する思想、良心の自由、表現の自由などを侵害する違憲立法であります。こうした内心を処罰する法律をつくれれば、時の政権と捜査機関次第で恣意的に解釈され、萎縮効果を生み、自由な社会を押し潰していきます。歴史の教訓から学ぶべきではないでしょうか。

次世代に自由な社会のバトンを渡すのが私たちの役目ではないでしょうか。

「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求めて、議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

**○議長【恩道正博君】** 他に討論ありませんか。

2番、磯貝議員。

〔2番 磯貝幸博君 登壇〕

**○2番【磯貝幸博君】** 磯貝幸博でございます。

私は、請願第15号「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願に対しまして、原案に反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

近年、急速に複雑化、深刻化してきたテロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための枠組みである、いわゆる国際組織犯罪防止条約は平成15年5月に国会承認を得たものの、この締結には至っておらず、その締結に向けた国内法の整備が急がれています。

日本が結んだ13のテロ防止関連の諸条約に関しては、いつ、どこで、どのようにして起こったテロかということについて国際的な連携を図るものがほとんどであり、テロ行為を未然に防ぐための措置としては不十分でございます。

国民の生命、安全を守るため、国際組織犯罪防止条約によって国際社会で協力して対応

していくことが、犯罪の実行に着手する前の段階での検挙、処罰が可能となり、被害の発生を未然に防止できることとなります。

安全で安心なまちを目指す内灘町議会においても、町民の生命、財産を守るために不断の努力を積み重ねていることは皆様ご承知のとおりであります。いつ、どこで起こるか分からないテロ行為を起こされてからでは取り返しがつきません。

政府、公安当局による恣意的な運用がなされる日常的監視、盗聴の懸念、市民の相互監視から、思想、信条、良心、言論、表現の自由が脅かされるとありますが、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律で、団体の定義として「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるものをいう。」と定義されています。これは、特定の呼称によって犯罪集団を定義してしまうと、その定義とは違うという用語の抜け道をめぐりかねないからこういう表現になっているのではないのでしょうか。そうであるからといって、すぐに個人の人権が脅かされるということにはつながりません。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律がないと、テロ行為を未然に防ぐことはできません。私たちの周りで犯罪集団が明らかにテロ行為の相談や準備をしても何もできず、捕まえられず、言い逃れられてしまうかもしれません。これが安全で安心な社会と言えるのでしょうか。テロ行為によって突然日常を破壊されることこそ、人権が侵害されるということではないのでしょうか。

内灘町議会として、個人の思想、信条、良心、言論、表現の自由を脅かす許されざるテロ行為を未然に防ぐために、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の成立を推進するべく、議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げたいと存じます。

反対討論を終わります。

○議長【恩道正博君】 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



### ○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 33 号は原案のとおり承認されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 34 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 35 号平成 29 年度内灘町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 36 号内灘町民文化活動賞条例の一部を改正する条例について、議案第 37 号内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 36 号、議案第 37 号の 2 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 38 号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 39 号内灘町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての 2 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 38 号、議案第 39 号の 2 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 40 号石川市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第 41 号石川市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について、議案第 42 号請負契約の締結について〔内灘町浄化センター

1-1 OD曝気装置更新工事（電気設備）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第40号、議案第41号、議案第42号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第14号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、請願第14号は、採択とすることに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、新規に提出されました請願を採決いたします。

請願第15号「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第15号「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立少数であります。よって、請願第15号は不採択とすることに決

定いたしました。

#### ○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第43号副町長の選任につき同意を求めることについて、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて並びに議案第45号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第56号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの14議案を一括して議題といたします。

#### ○提案理由の説明

○議長【恩道正博君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

[町長 川口克則君 登壇]

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について議決を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、平成29年6月30日をもって任期満了を迎えます現副町長、上出孝之氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成29年7月24日をもって任期満了を迎えます現委員、高桑眞知子氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第45号から議案第56号までの12件の農業委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、農業委員会等に関する法

律第8条第1項の規定により、生田勇人氏、一枚田美子氏、夷藤満氏、岩崎正信氏、川辺俊一氏、越野善久氏、寺西護氏、中居治雄氏、八田精三氏、三原左喜男氏、宮本浩嗣氏、恩道正博氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

訂正させていただきます。

議案第45号から議案第56号までの農業委員会の委員の、これ「選任」と言ったんですけれども、「任命に」でございます。訂正してください。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 提案理由の説明は終わりました。



#### ○質疑、討論、委員会付託の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。ただいま議題になっています14議案については、人事に関する案件につき、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第56号までの14議案は、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



#### ○表 決

○議長【恩道正博君】 これより追加議案の採決に入ります。

まず、議案第43号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第43号副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第45号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

地方自治法第117条の規定によって、生田議員の退場を求めます。

〔4番 生田勇人君 除斥〕

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。議案第45号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第45号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

〔4番 生田勇人君 復席〕

○議長【恩道正博君】 次に、議案第46号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第46号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて



は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 46 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 47 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、夷藤議員の退場を求めます。

〔9 番 夷藤満君 除斥〕

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。議案第 47 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 47 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

〔9 番 夷藤満君 復席〕

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 48 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第 48 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 48 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 49 号農業委員会委員の任命につき同意を求めること

についてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第 49 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 49 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 50 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第 50 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 50 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 51 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第 51 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 51 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 52 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。



〔副議長退席、議長着席〕



○休憩

○議長【恩道正博君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時 44 分休憩



午後 2 時 10 分再開

○再開

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案の上程

○議長【恩道正博君】 追加日程第 1、議会議案第 2 号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由、質疑、討論の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第 2 号は、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第 2 号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議会議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては議長に一任願います。



○議会広報対策特別委員会委員及び議長の県外行政視察研修への派遣

○議長【恩道正博君】 次に、議会広報対策特別委員会委員及び私、議長の県外行政視察研修への派遣についてお諮りいたします。

来る 7 月 10 日から 12 日までの間、議会広報対策特別委員会委員と私、議長を、議会広報先進地視察研修のため、岩手県並びに宮城県へ派遣したいと思います。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。



○閉議・散会

○議長【恩道正博君】 以上で今 6 月会議に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成 29 年内灘町議会 6 月会議を散会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

午後 2 時 13 分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、  
ここに署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、  
ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員